官

〇農林水産省令第八号

行規則の一部を改正する省令を次のように定める。 植物防疫法 (昭和二十五年法律第百五十一号) 第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施 農林水産大臣 林 芳正

平成二十六年二月七日

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物の欄中「ぶどう」の下に(付表第五十九に掲げるものを除く。)」を加え、同表の付表第三十九中別表二の一の項植物の欄中「及び第五十四」を「、第五十四及び第五十九」に改め、同表の三の項植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。

ギネロ種及びモロ種」を加え、同表の付表第五十六中「グレープフルーツ」の下に「及びレモン」を 加え、同表の付表に次のように加える。 レメンティン、ノバ及びマーコット」に改め、同表の付表第四十五中「タロッコ種」の下に「、サン ティアーナ種、ラネラーテ種及びワシントンネーブル種のものに限る。)、レモン、エレンデール、ク 「 バレンシア種のスウィートオレンジ及びレモン」を「スウィートオレンジ (バレンシア種、サルス

この省令は、公布の日から施行する。

る基準に適合しているもの

五十九
オーストラリアから発送され、

種、トムソンシードレス種及びレッドグローブ種のぶどうの生果実であつて農林水産大臣が定め

他の地域を経由しないで輸入されるクリムソンシードレス